

中世勅撰和歌集考

—『続千載和歌集』巻七「雑体」をめぐって—

山本 啓介

はじめに

和歌史を見渡すにあたって、勅撰和歌集の重要性は言うまでもないだろう。しかし、いわゆる「十三代集」について、残された課題は少なくない。特に歌風に関しては、京極派の『玉葉集』『風雅集』に関する研究は大いに進んだが、その一方で長きにわたって歌壇の中心にあった二条派の勅撰集については、概して平明・温雅だが、個性が乏しい、などと評され、各撰集の特徴や歌風の変遷などについては十分な分析がなされたとは言い難い。中世から近代初期に至るまで、広義の二条派は和歌史の一つの軸であり続けた。各時代の様相とその本質を考究することは重要な課題と思われる。本稿は以上の目的への端緒として、『続千載集』の構成上の特徴を手懸かりに考察を行うも

のである。

一、勅撰和歌集における「雑体」

『続千載集』は巻第七を「雑体」の部としている。この事實は既に先学も指摘するところである。^{〔1〕}しかし、なぜ巻七に「雑体」が配されたのか、内容分析を伴った考察はなされてはいない。そもそも「雑体」部は『古今集』の巻一九に設けられ、「短歌」（長歌・反歌）・旋頭歌・誹諧歌が収められた。しかし、以後の勅撰集においては、長歌・旋頭歌・誹諧歌は、概して「雑部」に収められるようになり、独立した部立としての「雑体」はしばらく見えなくなる。例えば、『拾遺集』は巻九「雑下」に旋頭歌・長歌を収め、『後拾遺集』は巻二〇「雑六」に誹諧歌を収めている。以上のように『古今集』以後の勅撰集にも雑

体の歌が入集することはあったが、縮小傾向にあり、単独の部立は設けられなくなっていた。

再び「雑体」を大きく扱ったのは、俊成撰『千載集』であった。同集は、巻一八を「雑歌下 雑体」として、雑部の下としての扱いではあるが「雑体」の名で一巻を編成し、長歌（反歌を含む）・旋頭歌・折句歌・物名・誹諧歌を収めた。また、定家撰『新勅撰集』は、巻二〇「雑歌五」に長歌・旋頭歌・物名を収めている。これも実質的には雑体部と見なしうるのだが、「雑体」の名は付さず、「長歌」「旋頭歌」といった小項目も立っていない。

なお、単独で雑体部を設けた『古今集』だが、その巻は一九であり、『千載集』は巻一八だったことに注意しておきたい。勅撰集は四季部を配する前半部（巻一―巻一〇）が一般に重視される。それを踏まえると、雑体歌は、部立を設ける場合には集の後半に配置する、独立した部立を設けない場合は雑部の中に収める、といった扱いが通例となっていたと見られる。そうした先例がありながら、『続千載集』は四季部である巻一から巻六の次の、巻七に「雑体」を配置している。それまでの勅撰集では四季部の次の巻は賀・神祇・離別などとする場合が多いことに比べると、かなり特殊な構成と言える。後代まで見渡しても、『新拾遺集』が巻二〇を「雑歌下 雑体」とするのが目につくが、これも集の後半に配置したものである。

なぜ巻七に「雑体」が配されたのか。本稿では同部の検証を

通じて、『続千載集』の特徴と、この時代における二条派和歌の在り方を考えたい。

二、『続千載和歌集』について

『続千載集』は元応二年（一二三〇）に成った第一五勅撰和歌集であるが、成立に至るまでに、二条為世と京極為兼の激しい対立と、それぞれの庇護者であった大覚寺統と持明院統の抗争があった。以下の考察と関わる歌壇史を略述しておく。

少し遡って嘉元元年（一二三三）一二月に、為世は大覚寺統の後宇多院の下命によって第一三勅撰集『新後撰集』を奏覧していた。しかし、徳治三年（一二三〇八）に持明院統の花園天皇が踐祚し、伏見院が院政を開始すると、為世と為兼は勅撰集の撰者の資格を巡って激しい応酬を行った（『延慶両卿訴陳状』）。兼ねてから京極派を支持していた伏見院は為兼に撰集を下命、為兼は正和元年（一二三二）に第一四勅撰集『玉葉集』を奏覧した。その後まもなく為兼は失脚、配流となる。文保二年（一二三二）三月には後醍醐天皇が即位し、その父の後宇多が再び院政を始め、大覚寺統の世となった。そして、同年一〇月に後宇多院は為世に再度の勅撰集撰集を下命し、『続千載集』が成立した。

以上のように後宇多院が下命、為世が撰者という点では『続千載集』は先の『新後撰集』と同じである。しかし、その間に持明院統の世があり、為兼の『玉葉集』撰集があった。後宇多

院と為世にとつては、雌伏の時を経た後の『続千載集』であつたと言える。『新後撰集』と『続千載集』の顕著な相違点として、前者には京極為兼やその周辺の歌もさほど冷遇されずに入集しているのに対し、後者に為兼の歌は一首も採られていないことが知られている。深津睦夫は『続千載集』が当代歌人を重視していることを指摘し、「こうした当代重視は、歌壇における京極派との覇権争いとかかわることのように思われる」と論じている。また、同氏は為政者の述懐歌の分析を行い、『続千載集』の後宇多院作「ふたたび世をもてらしつるかな」（雑中・一八一三）などに注目し、「下命者後宇多院詠とその前後の歌群は、自らの二度目の治世を、それを支える忠臣とともに誇るという内容となっている」とも述べている。

筆者は以前、二条派と京極派の字余り歌を分析し、二条派は字余りを基本的に戒めていたが、『新後撰集』の時点ではある程度は許容していたこと、しかし、字余りを多詠する京極派の『玉葉集』に新奇な字余りが多数入集すると、その後になった『続千載集』では字余り歌の扱いにはより慎重な態度が見られることを論じたことがある。

持明院統の下で撰者の地位を京極為兼に譲ったことが、為世に与えた影響、さらに言えば反動は、様々な面にあったことだろう。『続千載集』の巻七「雑体」も、これに関わる問題を含んでいると思われる。

三、巻七「雑体」の概要

『続千載集』巻七「雑体」の概要をここでもまとめておく。同部は長歌五首（反歌二首・返歌一首）、「旋頭歌」五首、「折句歌」五首、「物名」一五首、「誹諧歌」二〇首から成る。

これが『古今集』を意識していたことは言うまでもないが、『古今集』には物名と折句は含まれていない。それに対して『千載集』は、長歌・旋頭歌・折句・物名・誹諧歌の構成であり、種別・所収順ともに『続千載集』と一致する。歌集名からも容易に推察できることではあるが、『続千載集』は「雑体」の構成も『千載集』を先例として意識し、踏襲していたことが知られる。ただし、『千載集』を意識していたならば、雑体を巻七に配したことが一層特異な点として浮かび上がってくるだろう。

四、長歌―後宇多院の長歌―

なぜ『続千載集』は巻七に「雑体部」を置いたのか。それには同部の巻頭を飾る後宇多院の長歌（七〇五）が大きく関わると思われる。この長歌については、有吉保が「顕密」（略）の教えの心を長歌で詠んだ歌で、この教えで日本の国を治めると豊かになると詠じている」と言及した程度で、さほど注目されていないようである。以下これを見て行く。冒頭は「曇りなき心は空に照らせども……」で始まり、迷妄の中にある人々を救うために仏が出現したことを歌う。続いて、「説きおく法

はさまざまに 七の宗まで 分かるれど 心一つを 種とし
て：」と仏法は華嚴・天台などの七宗に分かれたが、その起源
は釈迦にあり、釈迦が説き始めた仏法が時を経て「三の国
伝へきて 我が大和にぞ 留まれる」と日本に伝来したことを
歌う。ここまでは前半部である。以下の後半部は全文を引用し
つつ見てゆく。「遍く照す 大ひるめ 本の国とて 真木柱
作りもなまぬ ことわりの かく顕れて 山鳥のおのれと長
く 久しくぞ 国をまぼらん かためにて 代代を重ねて 絶
えせねば 閭浮の身ながら このままに 悟りの位 動きな
く」と、仏法は本朝に天照大御神となつて顕れ、長久に国を守
護するものとなつたこと、それが代々絶えることなく続いたと
する。「閭浮の身」は人間界にいる凡夫の意で、後宇多院が自
身を卑下した表現と解される。すなわち代々続いてきた仏法と
皇統を院が揺るぎなく継承したことを述べている。そして最後
は「世を治むべき しるしとて 清き渚の 伊勢の海に 拾へ
る玉を みかきもり 潮の満干も 手にまかせ 吹く風降る雨
時しあらば 民の籠も にぎはひて 万代経べき 葦原の 水
穂の国ぞ ゆたかなるべき」で終わる。傍線部の「清き…拾へ
る玉」は優れた和歌をたとえたもので、『新古今集』『仮名序』
の「伊勢の海きよき渚の玉は拾ふとも尽くることなく…歌の道
また同じかるべし」を踏まえており、さらに遡ると『古今集』
雑体部の貫之の長歌「伊勢の海の 浦の潮貝 拾ひあつめ」
(一〇〇二)も念頭に置くものである。「みかきもり」は宮内の

諸門を警固する衛士の「御垣守」と「磨き」を掛けたもので、『古
今集』雑体部の壬生忠岑の長歌「御垣より 外の重守る身の
御垣守：」(一〇〇三)を本歌とする表現である。本歌におけ
る「御垣守」は『古今集』撰者の忠岑が、右衛門府の府生であつ
た自分を言つたものであつた。それを踏まえると、ここでの「み
かもり」は、撰者の二条為世を指すと解される。為世は正応二
年(一二八九)まで右兵衛督を兼官していた。その為世に和歌
の取捨選択、すなわち撰集を任せたとの意を持たせている。す
なわちこの部分は『続千載集』撰進のことを歌っている。以上
をまとめると、この長歌は、仏教が誕生して日本へと伝来し、
その仏法は皇祖神たる天照大御神として顕れ、代々受け継がれ
た子孫である後宇多院の治世の象徴として勅撰和歌集が撰ばれ、
それが時になつたことなので国土が繁榮する、というもので
あつた。

この長歌は、その内容から『続千載集』撰進とほぼ同時に
詠まれたと推定される。その詠作の動機の一つには、持明院統
に対して自らの治世の優位を主張する狙いがあつたと見られる。
この長歌の前半は仏法の起源と伝来から始まり、それを後宇多
院が継承していることへと展開していた。後宇多院の真言密教
への傾倒は良く知られている。『花園天皇宸記』正中元年
(一二三四)六月二五日条が記すように、後宇多院は皇后始子(遊
義門院)が没したのを機に出家、子の後二条天皇が急逝すると
ますます仏道修行に専念し、灌頂を受け、同記が「道意僧正以

下、受法皇之密灌者多矣」とするように、僧達に伝法灌頂を授けるまでになっていた。後宇多院の第二期院政を花園院は「晩節政治不肅、政以賄成、惜哉有始無終」と賄賂が横行し、晩節を汚したとも批判しているが、後宇多の法皇としての存在は自他共に認められたものであったことは間違いない。藤井雅子は後宇多法皇が小野・広沢両流の正統を相承し、真言密教の法流の「一揆」を試みたこと、その動機は両統迭立期における公家権力の不安定さを「打開するための一元化の志向」にあったと論じている。院の長歌にはそれほど露骨に政治的・宗教的な狙いが表現されているわけではないが、自らの治世が正統な仏法と王法を継承したものであると誇示する心は読み取ってよいだろう。

持明院統への対抗意識はこの長歌の後に添えた後宇多院の反歌、「代々絶えず法のしるしを伝へ来てあまねく照らす日の本の国」(七〇五)からも確かめうる。これは『玉葉集』に入集した伏見院の「代々絶えずつぎて久しくさかへなん豊葦原の国やすくして」(賀・一〇八四)と同じ初句からなり、内容も近似している。ただし、伏見院詠は日本が安寧で皇位が代々絶えずに続き栄えることを予祝するのに対して、後宇多院詠はさらに代々絶えず継承してきた仏法が日本を照らす心も詠み込んでいる。後宇多院は『玉葉集』に収められていた伏見院の歌を意識しながら、こちらは正統な仏法も継承しているという主張をこの反歌に詠み込んだものと見られる。そして、長歌の方では

その正統な治世の下で成立する『統千載集』の権威も保証し、それによって国土が豊かに栄えるとの論理を展開したわけである。

さて、この長歌は時の治天の君が、自ら撰集を下命した勅撰集について詠んだ作であった。言うまでもないが、そうした先例は見出し難い。勅撰集においての類似した存在として、序文が想起されるだろう。勅撰集の序文と下命者という点では、『新古今集』の仮名序・真名序は撰集下命者の後鳥羽院の立場で記されたものであるが、実際の執筆者は別人であった。『統古今集』も後嵯峨院の立場を代弁する形で序文が執筆されている。『統千載集』が『千載集』を意識していたにも関わらず、なぜ序を備えなかったのかは疑問が残る。この長歌が序文の如き役割を果たしているとするならば、あるいは、そのためにあえて序文は設けなかった可能性も考えられるだろうか。この長歌が置かれた場所について考えてみる。勅撰集の構成は四季部から始まることは、『古今集』以来固定化していた。その点では、四季部の次の部からが撰者の意志によって設定できる、言ってみればその歌集におけるもう一つの冒頭部分であったとも考えられよう。『統千載集』が、そこにあえて例のない「雑体」を置いた理由としては、その巻頭となる場所にこの後宇多院の長歌を配するためであったと推測される。

なお、この長歌の特殊性について述べてきたが、勅撰集に撰集と関連する内容を詠んだ長歌が入集した先例は『古今集』に求める。『古今集』「雑体」は「古歌奉りし時の目録の、その

長歌」(一〇〇二・貫之)、「古歌に加へて奉れる長歌」(一〇〇三・壬生忠岑)を収めている。^①後宇多院の長歌が、この貫之・忠岑の長歌を踏まえていたことは先に述べた通りである。『千載集』「雑体」の長歌の例も見ると、巻頭の源俊頼の作(二一六〇)は『堀河百首』に関連しての述懐、次の崇徳院(二一六二)は院が召した『久安百首』について、待賢門院堀河(二一六三)も同じく『久安百首』詠進についての作である。これらも広義においては勅撰集撰集と繋がる詠作であったと見て良いだろう。後宇多院の長歌も以上に見たような系譜上に位置づけるならば、全く先例から外れたものというわけでもなかった、という理解も可能であろう。

なお、後宇多院詠の後に配されたものは『万葉集』を原歌とする長歌・短歌(七〇七・七一一)、その次は小大進が『久安百首』詠進の喜びを詠んだ作(七一二)で、比較的穏当な配列となっている。

五、旋頭歌・折句歌・物名

長歌に続く、旋頭歌・折句歌・物名については、前節で触れた後宇多院の長歌ほどの際立った特徴は見出せないが、入集歌人について整理しておく。旋頭歌の五首のうち三首は原歌を『万葉集』とするもので、読人不知が二首、「人丸」が一首、残りの二首は俊成と藤原隆信の旋頭歌での贈答である。折句歌の四首は全て杳冠歌で、二条為氏が二首、他は西園寺実兼、九条兼

実である。為世の父の為氏詠が半数を占めている点に注目しておきたい。物名は一五首で、歌人の内訳を入集順に挙げると、曾根好忠二首、伊勢大輔、津守国助二首、藤原隆信、藤原俊成、西園寺実兼二首、洞院実泰、藤原定家、二条為氏、三条実重、源俊頼、洞院公守である。ここにも俊成・定家・為氏の作が入集している。

内容に立ち入る余裕はないが、これらの歌体において、為世は自らの祖先達の作を入集させていた点に注意しておきたい。

六、俳諧歌と狂歌

為世の意図を考えるにあたって重要なのが俳諧歌であろう。俳諧歌は『古今集』雑体部に小項目が設けられ、以後『後拾遺集』『千載集』にも小項目が設定された。『古今集』の「俳諧」については古来議論が盛んであり、後代の「俳諧」まで見渡すと膨大な先行研究があるが、ここではあくまで『続千載集』と為世を中心に考えることとする。

ただし、見てきたように『続千載集』は『千載集』を意識していた。そこで、簡潔に『千載集』雑体部の俳諧に関する先行論と問題の所在を整理しておく。これについて谷山茂は、俊成は本来は俳諧歌に好感を持っていなかったとし、それでも『千載集』に収めた理由として、撰集の多様性を重んじたことと、『古今集』の雑体を模する方針があつたことを論じている。その後も諸論が展開されたが、松野陽一^②は俊成が雑体部に「異種歌」

を収めることで、他の部の歌を「純化」することを企図していたと論じている。氏の指摘は『続千載集』の為世の意識を考えた上でも重要な視座を提示している。

『千載集』と『続千載集』を論じたものとしては、上條彰次¹⁴は、『千載集』以後に誹諧を設定した勅撰集として『続千載集』以下を挙げて、「御子左家系でも為家以下の二条派系歌人は多く誹諧歌を詠んでいること」から「二条家系統の歌人達からは、俊成が誹諧歌許容歌人として意識され」ていたことや、『玉葉集』『風雅集』に誹諧歌の部立がないこと、京極派主要歌人の為兼・伏見院らの歌は誹諧歌として入集しない点を指摘して、「誹諧歌肯定派としての二条系歌人」と「誹諧歌否定派としての反二条家系歌人」の構図を論じている。一方、久保田淳¹⁵は、俊成が『千載集』に「誹諧」を設けた意図について「正雅を旨とする和歌の範囲内で許容される誹諧歌を世の歌人達に提示しようという意図があったのではないかと思うのである」としている。先の松野氏の論¹⁶とともに、為世の問題を考える上でも参考となる指摘である。また、同氏は為兼が『玉葉集』に誹諧歌の部立を設けてはいないが、雑歌部に寂蓮の「このうちも猶うらやまし（略）（雑歌三・一二六五）の歌が入集しており、この歌は『歌苑連署事書』では「これ狂歌なるべし」と批判されていることなどを挙げて『玉葉集』の次の『続千載集』では、誹諧歌の部が設けられた。だからといって、二条為世が誹諧歌に対して積極的で、京極為兼が消極的であったとは言えない」として「誹

諧歌的なものに対する関心は為世よりも為兼の方が強かったと考える」と、上條氏とは異なった論を展開している。

諸氏の論は示唆に富み、見解の相違も興味深いが、ここからは為世の時点の意識を中心に考えたい。それにあたって、先学は誹諧的なものを分析する際に「狂歌」と評された用例も考察に含めている場合があった。誹諧は「狂歌」も含む、あるいは近似した存在として扱うことは、現代の作品分析の方法としては問題はないし、為兼歌に誹諧的なものを見出すことも一つの見解ではある。しかし、当事者たる為世達の認識を把握しようとする場合には「誹諧」と「狂歌」を峻別した方が明らかになる点が多い。詳しく触れる余裕はないが、俊成も「誹諧」と「狂歌」については使い分けの意識があったと見ている。

まずは『続千載集』の誹諧を考える前提として、為世と為兼の「誹諧」と「狂歌」について、周辺の歌論歌学書における言説から分析を行っておく。

『野守鏡』¹⁷は為兼批判を展開する中で、為兼作という「萩の葉をよくくみれば今ぞしるただおほきなる薄なりけり」を挙げて「をかしからぬ狂歌」と批判している。さらに、俊成が頭輔を「少し誹諧にかゝりて、歌のすがたやつれたるよし」と誹諧風になったことさえも批判したとして「すでに誹諧にかよへる、猶これをそしれり。いはんや狂歌におなじからむをや」と、どうして「狂歌」が批判されないことがあるうかと、為兼の「狂歌」が批判される必然性を説いている。この記述からは誹諧と

狂歌に近い存在とする感覚も窺えるが、その上で、狂歌は俳諧に比して数段下の、批判されるべき存在とする意識が看取できる。そして、ここで為兼の歌は、狂歌の魅力であるはずの面白ささえも欠いた狂歌と酷評されている。

次に『歌苑連署書』¹⁸を見よう。『玉葉集』における為兼の撰歌を批難しており、そこには「狂歌」の評が散見する。例えば「花見んとむれつつ人のくるのみぞあたらしくらのとがにはありける」（玉葉集・春下・一四四・西行）について「是又頗狂哥なり」とし、「このうちもなをうらやまじやまがらのみのほど隠す夕顔の宿」（同・雜三・二二六五・寂蓮）についても「これ狂歌なるべし」などとして、これらの「狂歌」を入集させた為兼の撰歌態度を批判している。また、注目したい記事として、「雁がねの紅葉にかけし玉章を花につけてや持て帰るらん」（玉葉集・春上・一〇九・賀茂重保）の歌について「これは犯したる躰なり。撰集にかかる事はあるまじきにぞ。俳諧は別の事なり。後拾遺、金葉はいみじき集なれども、なを犯したる事あると、五条三品かかれたるはいかなる事ぞや（略）いかさまにもこの歌はしかるべからざる歟」とある。「犯したる躰」は一般には歌病などに抵触している風体を指す。ただし、イ「犯したる」の部分は『歌論歌学集成』頭注（以下、頭注）が記すように底本（冷泉家本）「狂したる」を、編者が私に改めたもので、書陵部本の該当箇所も「狂」と判読される。底本通りに「狂」で解すならば、『後拾遺集』『金葉集』にも狂歌じみた歌がある

といった意であり、冒頭の「犯したる」も狂歌に近い意であったと解せるだろう。さて、そうした歌を撰集に入れることはあるまじきこと、とした後に挿入句的にア「俳諧は別のこと」としている。やや解し難いが、頭注はこの部分を「俳諧部の歌は別というのである」としている。俳諧部にこうした歌が入る場合とは別のことである、といった理解であろうか。しかし、原文のままに解すれば、これは「犯したる躰」の歌であり、勅撰集にこのような歌を入れることはあつてはならない、「俳諧」歌は別の事である、といった意となる。すなわち、この歌は俳諧歌とは別の存在であり、これを入集させるのは不適切であるとの意ではないだろうか。同書の前後が入集歌を徹底して批難していることを加味すると、この理解の方が妥当と思われる。いずれにしても、ここにも「俳諧」と「狂歌」を区別する意識があり、為兼が「狂歌」を『玉葉集』に撰んだとして批難されていたことが知られる。

俳諧と狂歌は歌体の上では三十一字の和歌と同じであり、それぞれの境界を明確に定義することは難しい。そのため、それぞれの位置づけや詠作態度は、時代や歌人によって揺れる場合もあった。偽書類まで見ると『和歌肝要』¹⁹には「一、俳諧といふはきやう哥なり」と、これを同一視する記述も見出せる。しかし、中世の歌人達に共通する事実として、「俳諧」は『古今集』『千載集』にその名が立項され、入集した歌体であった。従って、『古今集』を尊重し、俊成を仰ぐ立場にある者が、俳諧を正面

から否定することは、その權威を批判することにも繋がる。むしろ、この時点の人々にとっては、誹諧はすでに勅撰和歌集に入集することが認められた歌体の一つと認識されていたと見られる。特異な表現や趣向を誹諧と評する場合もなかったわけではないが、それは勅撰集に許容された存在でもあった。そして、許容できる枠を越えた、勅撰集に入る事を許されないようなものを「狂歌」と評していたと見られる。

では批判の対象とされた側の為兼の意識はどうだったのか。『為兼卿和歌抄』²²に見える彼の詠作観は「心をさきとして、詞をほしきまゝにする時、同事をもよみ、先達のよまぬ詞をもはゝかる所なくよめる事」「心のまゝに詞のにほひゆく」と述べているような、心を優先し、詞に自由なものであった。為兼はあくまでこのような態度で詠作と撰歌を行い、それが、反対派から「狂歌」と批難されていたわけである。つまり為兼本人は自身の歌も『玉葉集』に撰んだ歌も、誹諧や狂歌とは見なしていなかった。むしろ彼にとっては理想とする歌、あるいは心を優先する彼の和歌観からは多少の問題は無視して良い秀歌と見ていたのだろう。だからこそ『玉葉集』に「誹諧」を設けることもなく、前掲の歌を通常の部立に入集させたのであり、それが反対派から批判されることとなったのである。

本題である為世に戻ろう。前掲の同時代の歌論からすれば、為世にも狂歌と誹諧の区別があり、さらには京極派を狂歌と批判する声も耳に入っていたことだろう。以上を踏まえて、彼が

『続千載集』に「誹諧」として収めた計二〇首を見ることにする。

七、『続千載集』の誹諧

ここからは『続千載集』「誹諧歌」を検討する。同部分は内容としては春・秋・恋・雑で配列されており、『古今集』『千載集』²³の構成を踏襲したものとなっている。入集歌人の時代の上限は「詠み人知らず」(七四四)で、下限は『文保百首』の西園寺実兼の作(七四〇)までである。当代歌人は、この実兼と為世を収める程度である。

撰集資料としては『新撰和歌六帖』(以下『新撰六帖』)からの入集が五首(七四七・七五〇・七五二・七五四・七五五)ある点が注目される。ただし、これらは全て『続千載集』では詞書「題しらず」となっている。『新撰六帖』は寛元元年(一二四三)に為家が発案・企画し、家良・光俊(真観)・知家(蓮性)らが出詠したものである。実験的な題が多く俗語の使用も目立つものであったため、『源承和歌口伝』²⁴には西園寺実氏が「ただ詞」であると「是をいさめ」た逸話が見え、『井蛙抄』²⁵では為世の息の為藤が「大略誹諧只詞なり」と評したこと、さらに「彼六帖歌牀二諸人歌成て、暫は歌損て侍ける也」とまで評されている。こうした二条派周辺の言説に拠るならば、為世も『新撰六帖』に対して全面的に肯定する態度であったとは考えがたい。『続千載集』では詞書が「題しらず」となっているのはそうした評価が関わるのかもしれない。ただし、誹諧歌を収集する際

には『新撰六帖』は貴重な資料でもあったのだろう。為世はそれらの中から彼の誹諧観に適った作を撰んだと見られる。

具体的に為世はどのような歌を誹諧歌に撰んだのかを見てゆこう。まず同部の一首目は詞書「陸月七日、をかしき文ども人のもとにみゆるに、身にはさもなければ」の「春立つと聞くにつけても春日野の若菜をなどか人のわするる」(七三七・祐子内親王家紀伊)である。春の若菜摘みの誘いの文が来なかった自身を若菜になぞらえ、どうして人が忘れるのか、と諧謔を交えて周囲を批難したものであり、表現・着想ともに一般の日常の贈答歌と見てもさほど違和感のない、穏やかな笑いの作である。また、詞書「きさらぎのころ、俊恵法師わづらふこと侍りければ遣しける」の「君がため風をぞいとふこの春は花ゆゑとのみなと思ひけん」(七四一・行尊)は「風」と「風邪」とを掛けた、洒落めいた珍しい掛詞の作であるが、表面上は穏当な表現でもあり、普段の春は花のために風を厭うという伝統的な着想をひねった点で一定の格調は保持された作と見なしうる。穏当な表現で笑いを誘うという点では「まねくとてさのみも人のとどまらば尾花がもとやところなからん」(七四二・藤原信実)もそうであろう。これは「宿もせに植ゑなめつつぞ我は見る招く尾花に人やとまると」(後撰集・秋中・二八九・伊勢)を本歌取りし、本歌が願ったように、揺れる薄が人を招いて留めたら、尾花の下は人だらけで場所がなくなってしまうだろう、と戯けたものである。本歌を揶揄するような発想ではあるが、伝統

表現と趣向を踏まえた上で成り立つ笑いと見なしうる。

その一方で、笑いを主としない歌も少なくはない。『新撰六帖』からの作を見ると「ふりかくるひたひのかみのかたまだれとくとたのむるけふの暮かな」(七五〇・藤原知家)は髪が一方乱れた女の様から、髪を整える意の「解く」を導き「疾く」を掛けて、恋人の訪れを早くと願う心へと展開している。上句は和歌ではやや珍しい表現で構成されているが、「ひたひのかみ」は『奥義抄』『俊頼髓脳』などに見える出典未詳の古歌「わぎもこが額の髪やしじくらむあやしく袖にすみのつくかな」など、一応は先例が求められるものである。『新撰六帖』の作をもう一つ見ると、「かち人の野分にあへるふるみのけをふく世こそくるしかるらめ」(七五四・藤原為家)は嵐の中で古蓑をまとってゆく旅人を有心の序として、その古蓑の毛を吹き疵を求めるように他人のあら探しをする世の中を苦しむ心へと続けたものである。いわゆる「毛を吹いて疵を求める」は古くは「直き木に曲がれる枝もあるものを毛を吹き疵を言ふがわりなさ」(後撰集・雑二・二一五五・高津内親王)の例があるが、その後の作例は乏しく、「古蓑の毛」も珍しい表現である。この歌は、下句の嘆きが主眼であり、笑いの要素は見出しがたい。珍しい心を珍しい詞で詠んだために誹諧として扱われたということだろう。そして、最後に為世自身の作「よるよるはきぬたの音をさそひきて風ぞまくらに衣うちける」(七四六・二条為世)も見えておこう。『嘉元百首』「掃衣」題で詠進した作であり、笑いを

狙って詠んだとは考え難い。夜毎に風が砧の音を誘うようにつれてきて、枕元で衣を擣つ音が聞こえるようだ、とするものである。風が砧の音を運び、近くにその音が聞こえるとする発想は「梢まで砧の音を誘ひ来て衣擣つなり庭の松風」(拾玉集・一七七二)などに近いものがあり、詞の上でも特に奇抜とは見えない。独り寝の枕に夜毎に砧の音が聞こえるという構図も和歌の伝統の枠内の穏当な発想であり、為世が何を以てこの歌を誹諧としたのか判然としないところがある。初句の「よるよる」は「夜毎に」の意だが、これに「寄る」を響かせて砧の音が風で枕に「寄る」意を匂わせたとするならば、その趣向を誹諧的としたものだろうか。あるいは風を擬人化して、それが枕元で衣を擣つとした趣向によるものか、判断し難い。ともあれ、為世自身はこれを誹諧と位置づけたことは事実である。

為世の誹諧観についてはさらなる検討を要するが、時として自由で野放図な笑いといった印象で語られる「誹諧」とは大分隔たるものであったことは明らかだろう。『続千載集』での撰歌傾向からひとまずまとめてみると、珍しい表現や趣向もあるが、旧来の詞や発想から完全にかき離れたものや、下品なものは見出せない。内容は笑いを中心とする作もあるが、微笑を誘う程度の温雅なものが主である。笑いの仕立てにおいても、古歌や歌詞への理解を前提とした上で成立するものであり、単純な笑いだけの作はほとんど見られないものであった。さらに必ずしも笑いに限定されず、恋や述懐の心を主とした作も収めて

いる。それらは表現や趣向の珍しさから誹諧に部類されたと見られる。全体を通じて重視すべき傾向は、表現や内容においても、人を驚かすほどの奇抜な作は入集していないことであった。晩年の為世は『和歌庭訓』で「かまへてやさしく優ならん詞をとらむとしたふべしと也、とぞうけ給侍めり」と代々の教えとして、優美な詞を選んで詠作すべきとし、「人をおどさんとして、足もとしらぬ鬼のおもてしたる哥どもをよみて、たゞ世間を損ずるのみにあらず、先祖のをしへをそむく事、道をまもらん神いかでかたがめ給はざらん」と人を驚かさうとして「鬼の面」のような歌を詠むことを批判している。これは和歌全般についての言であるが、詞を選別し、奇抜さを避けるという態度は、誹諧の場合でもある程度は一貫していたと見られる。

誹諧歌については撰者の態度が積極的か消極的か、肯定的か否定的かといった観点で議論されることがあるが、『続千載集』における為世の態度は明白である。為世は自身と祖父為家の作も撰んでいた。仮に自作を卑下することはあったとしても、為家を貶めようとするとは考え難い。肯定的な態度であったと見るのが自然である。

八、『続千載集』『雑体』の意義

再び雑体部の全体を見渡してみたい。先に見たように誹諧には為世と為家歌が入集し、旋頭歌に俊成、折句歌に為氏、物名に俊成・定家・為氏の作を収めていた。『続千載集』は当代歌

人の入集歌が多いことが特徴として指摘されているが、巻七雑体に限って見た場合、既に勅撰集に入集した、ある程度は評価が定まった歌人の作が大半を占めている。これらのことから、為世には雑体部の価値を低く見る意識がなかったことは明らかである。むしろ先祖代々の作を収め、さらにこれを巻七に置いた意義に注目すべきだろう。この部を見返すと、和歌には多様な歌体があり、御子左家はそれらの歌も代々詠み残してきたことに気づかされる。それは為世の意図したところだったのではないだろうか。

京極派への意識についても考えておきたい。『玉葉集』成立後に為兼は失脚するが、京極派歌風の支持者は残っていた。そうした状況下で為世がまずとった方法の一つが為兼歌風の否定、具体的には『続千載集』に為兼詠を一首も入れないことであった。しかし、それとともに、二条派としての和歌の在り方も再び示す必要もあつただろう。その方策の一つが、誹諧も含めた雑体の歌を通常の四季部その他の歌とは明確に区別した上で、かつ正当に評価することだったと思われる。雑体は和歌と和歌ならざるものとの境界の近く、しかし境界の内側に位置するものであつた。それを部類して立て、精選した歌を収めることは、その境界を具体作を以て明示することとなる。為世は雑体部を設けることで、二条派では雑体も和歌の一体と認めること、この『続千載集』に収められた水準の作品が、勅撰集において許容される、あるいは理想とされる雑体歌であることを示そうと

したのであろう。また、そのことは、四季部などの一般の歌を一層洗練させることにも繋がったと見られる。そして、さらに深読みするならば、京極派や冷泉派風の歌は誹諧歌としても許容できない、雑体という点から見ても認めうる作を残していない、と暗に示す意図も含まれていたのではないだろうか。

結語

巻七に雑体を配することが同時代にどのような受け止められたのか。その反応は見出せない。『続千載集』は文保三年（一一三九）四月一九日に四季部が奏覧され、翌元応二年七月二五日に返納された（代々勅撰部立）。『花園天皇宸記』元応二年八月四日条に『続千載集』が「已披露、但猶不遍、暫可被秘之由申仙洞云々」と、披露されたものの、しばらく後宇多院仙洞に秘されたとの伝聞を記している。同記によると花園院は同月一二日に「自第一至第六卷」すなわち四季部のみを見て、「歌体甚非珍重」と手厳しい評を加えている。しかし、同記にはその後にも巻七「雑体」についての記事は見出せない。四季部のみが先に出回ったことと、今回扱った巻七「雑体」の問題がどのように関わるのか不明な点に残る。

雑体部を設けたのは為世の発意と考えるのが自然だろう。為世は先の『新後撰集』の時点において、『続千載集』と名付けようとしていたらしい。²⁸ あくまで集名だけの問題か、雑体部を設ける等の撰集方針も含むものであつたかも判然としないが、

為世がこの時点から『千載集』に做った撰集を意識していたならば、雑体部のこと随分前から考えていたかもしれない。そして後宇多院の長歌が詠まれたことで、これを巻頭に配し、雑体を巻七に置くことになったものと推測される。そこには後宇多院への配慮あるいは院本人の意志も反映された可能性もあるだろうが、為世の意にも適ったものであったと思われる。

以上、『続千載集』雑体部を巡って考察を行ってきた。為世は雑体部を設けることで、雑体を和歌の一体として評価し、そこでも俗なるものを避けることで、二条派和歌の在り方を示そうとしたと見られる。その巻頭の後宇多院の歌は大覚寺統の優位性を示す政教的性質を持つものであり、この勅撰集に雑体部を設ける上でも、自派の歌風の正当性を示す上でも、為世の方針と合致したものであったのだろう。

勅撰集における誹諧の問題については御子左家代々の誹諧観が反映していた可能性も視野に入れるべきであり、俊成・定家に遡りつつ位置づける必要がある。稿を改めて述べたい。また、なによりも『続千載集』によって示された二条派歌風が為世以降にどのように展開してゆくのか、それを考えることも大きな課題であろう。

注

(1) 福田秀一「中世勅撰和歌集の撰定意識―序・題号・部立構成から見た―」『成城文芸』四七、一九六七年七月／『中世和歌

史の研究 続篇』二〇〇七年二月）は「雑体」に一卷を宛てた点とは特異のやうでもあるが、実は「千載集」の「雑下」は即ち「雑体」なのであつて、位置を別にすれば、やはり千載集に做った跡が認められる」とし、井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期 改訂新版』（明治書院、一九八七年五月）は「雑体を巻七においたのは珍しい」とし、有吉保『勅撰和歌集入門 和歌文学理解の基礎』（勉誠出版、二〇〇九年一〇月）は『続千載集』について「雑体」として明確な分類に従って収載しているのは、古今集と千載集である。撰者の意図の一つであろう」と述べている。

(2) 参考、井上宗雄（注1）。

(3) 『中世勅撰和歌集史の構想』第一章「歌人構成」（笠間書院、二〇〇五年三月）。同第四章「十三代集の政治性」も参照。

(4) 「勅撰和歌集における為政者の述懐詠をめぐって」（国文学言語と文芸）一二三三号、二〇〇六年十二月。

(5) 拙稿「中世中期における字余り歌―二条派・京極派の対立期を中心に―」（国語と国文学）八四・五、二〇〇七年七月／拙著『詠歌としての和歌』（新典社、二〇〇九年一月）。

(6) 以下の和歌の引用本文・歌番号は『新編国歌大観』に拠る。

(7) （注1）。

(8) 長歌の引用に際しては、一句ごとに一文字の余白を設け、適宜仮名を漢字に宛て変え、宛て変えた原文は右傍にルビで示した。

- (9) 本文は『増補 史料大成』に拠る。
- (10) 「後宇多法皇と『御法流』」(『史艸』三七、一九九六年十一月)。
この「古歌」「目録」が具体的に何を指すかは諸説あるが、広く『古今集』撰集と関連するものであることは確かであろう。
- (11) 『谷山茂著作集 三 千載和歌集とその周辺』(角川書店、一九八二年二月／初出『千載和歌集の研究』私家版、一九六一年三月)。
- (12) 「千載和歌集」(『和歌文学講座第五卷 王朝の和歌』勉誠社、一九九三年十二月)。
- (13) 「誹諧歌と俊成」(『中世和歌文学論叢』第三章第四節、和泉書院、一九九三年八月)。
- (14) 「和歌・俳諧歌・狂歌―和歌と俳諧の連続と非連続」(『国文学解釈と教材の研究』四五・四、二〇〇〇年四月)。(注13)。
- (15) 本文は『日本歌学大系 第四卷』に拠る。
- (16) 本文は『歌論歌学集成 一〇』(三弥井書店)に拠る。
- (17) 本文は『冷泉家時雨亭叢書 第四十卷 中世歌学集 書目集』(朝日新聞社、一九九五年四月)に拠る。
- (18) 奥書によれば、理達が著して永仁四(一二九六)年良瑜に「当
家相伝秘書」として授けた書。引用本文は宮内庁書陵部『三
代秘抄』(五〇・二二六)内の『和調肝要』に拠る。
- (19) 本文は(注18)に拠る。
- (20) 「千載和歌集」「誹諧」が『古今集』『誹諧』の配列を踏襲した
- (21) ことは有吉保『千載和歌集の基礎的研究』第七章「雑部の配
列構成」(笠間書院、一九七六年三月)に指摘がある。
- (22) 本文は(注17)に拠る。
- (23) 本文は(注18)に拠る。
- (24) 底本は三句「ふかみのの」。書陵部本・名大本他諸本及び『新
撰六帖』により改めた。
- (25) 本文は(注18)に拠る。
- (26) 『延慶両卿訴陳状』(本文は注18に同)の「為兼自筆第三度陳状・
覚田勘返」(次田香澄『玉葉集の形成』は延慶三年のものと指
摘)に『新後撰集』撰進の際に後宇多院が為兼に「続千載名字」
について諮問し、為兼が反論したことが見える。参考、福田
秀一(注1)。
- (27) (やまもと・けいすけ／本学准教授)
- (28) (注3)。